

尾張旭市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方について

1 意見募集期間

平成 26 年 10 月 1 日（水）から 31 日（金）まで

2 意見の申出数

2 件 7 項目

3 意見の内容と対応

パブリックコメントを実施したところ、頂いた意見は概ね尾張旭市いじめ防止基本方針（案）の趣旨に沿った意見や要望であったと考えますが、一部意見については、より良い基本方針としていくために取り入れ、反映させた上で、尾張旭市いじめ防止基本方針を策定します。

(1) 意見の分類等

意見分類	意見項目数
いじめ防止基本方針全体に関すること	1
いじめ防止等のための基本的な方向	1
いじめ防止等のために市が実施すべき施策	2
いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	1
重大事態への対応	2

(2) 具体的な意見内容と市の考え方

意見の要旨	考え方
いじめ問題に対する尾張旭市の考え方がコンパクトにまとめられており、全体的な印象として、良い基本方針にまとまっていると思います。	策定された基本方針に基づき、取り組みを進めていきます。
第 1-2-(1) いじめの未然防止の 3 項目目で記載のとおり、いじめをしない子どもに育てるのは、まず家庭教育が重要だと思います。しかしながら、最近では、子育てについて周囲に相談できない環境にある保護者も増えており、どのように教育してよいかわからないケースも多いと思います。そういった保護者に対しても、いじめ防止に対する理解が深まるよう、必要な研修等を実施していただきたいと思います。	第 2-2-(3) 家庭・地域の連携に記載のとおり、様々な課題に対応できるような、保護者向けの研修を実施していきます。
第 2-2-(2) 相談体制の整備の 2 項目目で、書き方を以下のように変更したほうがわかりやすいと思います。 「カウンセラーや職員が直接対応する相談窓口や電話での相談窓口を設置し、」 ↓ 「カウンセラーや職員が、窓口、電話、電子メールなどを通じ、児童生徒と直接対応する窓口を設置し、」	ご意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正します。 「カウンセラーや職員が、窓口、電話、電子メールなどを通じて応対できるよう、相談窓口を設置し、」

<p>第 2-2-(5) インターネットを介したいじめの項目では、子どもたちは親から携帯等を購入してもらっていると思うので、保護者への啓発活動についての記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>第 2-2-(3) 家庭・地域の連携に記載の保護者向けの研修や、第 2-2-(6) 広報・啓発活動に記載のいじめ防止等についての広報・啓発活動の中で、保護者を含め広くインターネットを介したいじめに関する取り組みを行うこととしており、改めて記載は行いません。</p>
<p>第 3 学校が実施すべき施策で、取り組みがいくつも記載されていますが、担任の先生が子どもたちと接する時間をしっかりとることができるような配慮をお願いします。</p>	<p>第 3-2 学校におけるいじめ防止対策の組織に記載のとおり、常に組織的な対応をとることで、特定の教員に負担がかかることのないようにします。</p>
<p>第 4-1-(1) 重大事態に関して、インターネットの掲示板やLINEなど本人の知らないところで、他の子供たちが誹謗・中傷をしている場合があり、本人にとってその段階では実質的な被害はありませんが、そのような状態を放っておくと、本当の「いじめ」につながる可能性を大いに秘めていると思います。いじめを助長させず、さらにいじめの芽を摘み取るためにも、場合によっては積極的に重大事態と捉えることも大事かと思えます。</p>	<p>本市のいじめ基本方針は、いじめ防止対策基本法第 28 条第 1 項に基づき、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを「重大事態」を捉えており、ご指摘の内容自体は、「重大事態」とは捉えません。</p> <p>第 2-2-(5) インターネットを介したいじめに対する対策や、第 3-3 いじめ防止等の取り組みに記載の対応を総合的に進め、重大事態に発展させないよういじめの未然防止の取り組みを行っていきます。</p>
<p>第 4-1-(3) 調査結果の取扱いで、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しての情報提供の際には、いじめをした側の児童生徒のプライバシーに対する配慮も、ある程度必要だと思います。しかし、そういった配慮が行き過ぎることで、被害にあった児童生徒及びその保護者に情報が伝わらず、不安や不信感を招くことも考えられます。両者の立場を総合的に考慮し、情報提供の基準も設けることも必要ではないでしょうか。</p>	<p>いじめ問題は、それぞれの問題で、それぞれの対応が必要です。第 4-1-(3) 調査結果の取扱いに記載のとおり、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係など必要な情報を提供していくことが基本であり、この考え方が基準であると考えます。</p>